

第3 アンケート調査の関連資料

1 国会等における女性議員の比率

女性議員の比率（第26回参議院通常選挙後）

1. 国会

	女性議員割合	議員数	女性議員数
衆議院	10.0%	461	46
参議院	26.0%	246	64
合計	15.6%	707	110

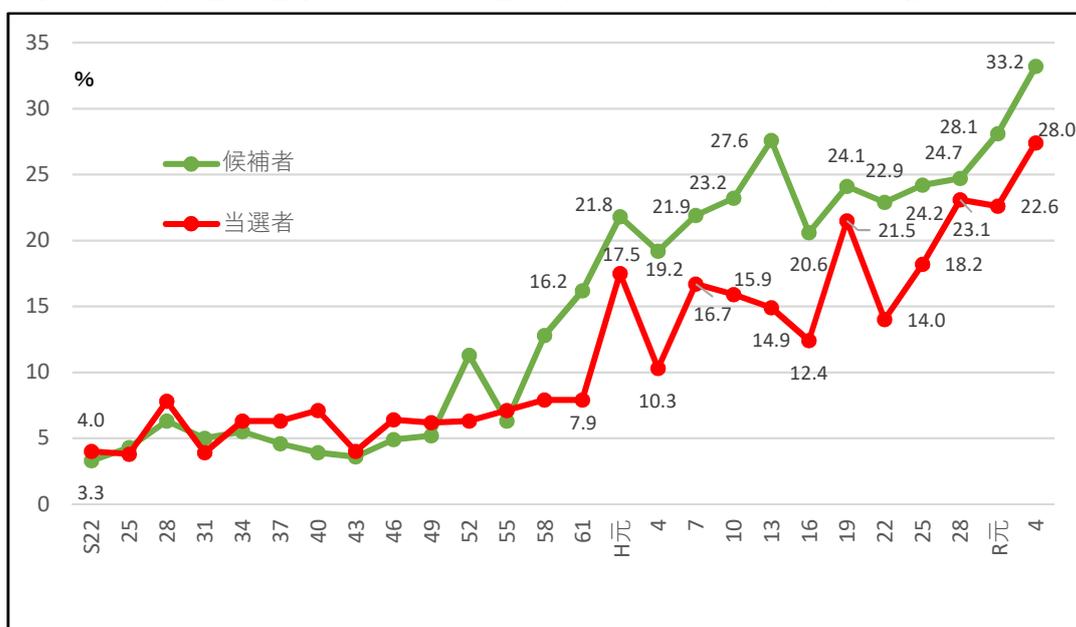
2. 地方議会

	女性議員割合	議員数	女性議員数
都道府県議会	11.8%	2,598	306
市区町村議会	15.4%	29,423	4,523
合計	15.1%	32,021	4,829

（注1）衆議院は2023年2月13日現在、参議院は2023年3月30日現在の数（衆議院及び参議院HPより）
 （注2）都道府県議会は2021年12月31日現在（総務省調べ）
 （注3）市区町村議会は2021年12月31日現在（総務省調べ）
 （注4）有権者に占める女性の割合：51.7%（令和4年7月10日執行第26回参議院議員通常選挙結果調より）

（出所）内閣府男女共同参画局ウェブページ

◎参議院議員通常選挙における当選者等に占める女性の割合（推移）



（出所）内閣府「男女共同参画白書」（令和4年版）、総務省「令和4年7月10日執行第26回参議院議員通常選挙結果調」により作成

2 女性が参議院内の要職に就いている数及びその割合

令和5年4月1日現在

	議 長	副 議 長	各委員会委員長等 (※1)	各委員会理事等 (※2)
女性の人数	0人	0人	7人	28人
女性の割合	0.0%	0.0%	23.3%	18.2%

※1 各常任・特別委員会委員長、各調査会長及び各審査会会長の人数及び割合

※2 各常任・特別委員会理事、各調査会理事、憲法審査会幹事及び政治倫理審査会幹事の人数及び割合

※3 割合については、小数点第2位を四捨五入。欠員は除いて計算。

3 委員会・調査会・審査会別の男女双方の数

令和5年4月1日現在

常任委員会名	女性 (人)	男性 (人)	女性割合 (%)	特別委員会・ 調査会・審査会名	女性 (人)	男性 (人)	女性割合 (%)
内閣	7	15	31.8%	災害対策	4	16	20.0%
総務	1	24	4.0%	ODA沖縄北方	12	23	34.3%
法務	6	15	28.6%	倫理選挙	6	29	17.1%
外交防衛	4	17	19.0%	拉致問題	5	15	25.0%
財政金融	1	23	4.2%	地方デジタル	3	17	15.0%
文教科科学	9	12	42.9%	消費者問題	4	16	20.0%
厚生労働	10	15	40.0%	震災復興	10	25	28.6%
農林水産	6	14	30.0%	外交・安保	13	12	52.0%
経済産業	7	14	33.3%	国民生活	6	19	24.0%
国土交通	8	17	32.0%	資源・持続可能	9	16	36.0%
環境	5	16	23.8%	憲法	11	34	24.4%
基本政策	5	15	25.0%	情監審	4	4	50.0%
予算	15	30	33.3%	政倫審	2	13	13.3%
決算	7	23	23.3%				
行政監視	10	25	28.6%				
議院運営	5	20	20.0%				
懲罰	1	9	10.0%				

※ 割合については、小数点第2位を四捨五入。欠員は除いて計算。

4 ジェンダー平等関連法（過去5年間に成立した主なもの）

（平成30年～令和4年）

(1) 閣法

成立時の 国会回次	法律名	概要 (ジェンダー平等に関連する主な事項)
210	民法等の一部を改正する法律（令和4年法律第102号）	女性に係る再婚禁止期間に関する規定の削除、嫡出推定の否認権者を子及び母に拡大
208	こども家庭庁設置法（令和4年法律第75条）	こども及びこどものある家庭の福祉の増進及び保健の向上その他のこどもの健やかな成長及びこどものある家庭における子育てに対する支援等を任務とするこども家庭庁の設置
208	児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号）	子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等
208	地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和4年法律第35号）	地方公務員の育児休業の取得回数制限の緩和
208	裁判官の育児休業に関する法律の一部を改正する法律（令和4年法律第31号）	裁判官の育児休業の取得回数制限の緩和
208	国家公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和4年法律第19号）	国家公務員の育児休業の取得回数制限の緩和
204	育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律（令和3年法律第58号）	男性の育児休業取得促進等のための改正
204	子ども・子育て支援法及び児童手当法の一部を改正する法律（令和3年法律第50号）	子育て支援に積極的に取り組む事業主に対する助成制度の創設等
204	ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律（令和3年法律第45号）	G P S 機器等を用いた位置情報の無承諾取得等の規制

198	児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律（令和元年法律第46号）	DV対策との連携強化 （DV防止法の一部改正）
198	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第24号）	女性活躍の推進、ハラスメント対策の強化
198	民事執行法及び国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第2号）	養育費の確保にも資する債務者財産の開示制度の実効性の向上等
196	働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律(平成30年法律第71号)	雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保
196	民法の一部を改正する法律(平成30年法律第59号)	女性の婚姻適齢を16歳から18歳に引き上げ
196	生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（平成30年法律第44号）	ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進等
196	子ども・子育て支援法の一部を改正する法律（平成30年法律第12号）	保育の需要増大等への対応

(2) 衆法

成立時の 国会回次	法律名	概要 (ジェンダー平等に関連する主な事項)
208	性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資するために性行為映像制作物への出演に係る被害の防止を図り及び出演者の救済に資するための出演契約等に関する特則等に関する法律(令和4年法律第78号)	AV出演者の個人としての人格を尊重し、あわせてその心身の健康及び私生活の平穏その他の利益を保護し、性行為の強制の禁止・出演契約の特則等により、出演者の性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資することを目的とする法制定
208	こども基本法（令和4年法律第77号）	こども施策を総合的に推進することを目的とする法制定
208	国会職員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律（令和4年法律第22号）	国会職員の育児休業の取得回数制限の緩和

204	教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和3年法律第57号）	教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策を推進し、もって児童生徒等の権利利益の擁護に資することを目的とする法制定
200	母子保健法の一部を改正する法律（令和元年法律第69号）	出産後も安心して子育てができる支援体制の確保
197	成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律（平成30年法律第104号）	成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策を総合的に推進することを目的とする法制定
196	政治分野における男女共同参画の推進に関する法律（平成30年法律第28号）	政治分野における男女共同参画を効果的かつ積極的に推進し、もって男女が共同して参画する民主政治の発展に寄与することを目的とする法制定

(3) 参法

成立時の 国会回次	法律名	概要 (ジェンダー平等に関連する主な事項)
208	困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）	困難な問題を抱える女性やそのおそれのある女性の福祉の増進を図るため、支援のための施策を推進し、もって人権が尊重され、及び女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする法制定
204	政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和3年法律第67号）	政党等の自主的な取組を促進し、国及び地方公共団体の施策を強化
203	生殖補助医療の提供等及びこれにより出生した子の親子関係に関する民法の特例に関する法律（令和2年法律第76号）	生殖補助医療の提供等に関し基本理念を明らかにし、並びに国及び医療関係者の責務並びに国が講ずべき措置について定めること等を目的とする法制定

5 「男女共同参画社会基本法」及び「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」の概要

◎ 男女共同参画社会基本法（平成 11 年法律第 78 号）

ア 法律の制定経緯

平成 7（1995）年 9 月に北京で開催された第 4 回世界女性会議において、「北京宣言」と、各国政府に対し平成 8（1996）年末までに自国の行動計画を開発し終えることを求める「行動綱領」が採択された。これを受け、平成 8 年 12 月、「男女共同参画 2000 年プランー男女共同参画社会の形成の促進に関する平成 12 年（西暦 2000 年）度までの国内行動計画ー」（男女共同参画推進本部決定）が閣議で了承された。

同プランの「国内本部機構の組織・機能強化」の冒頭では、「男女共同参画社会の形成を促進するための新たな審議会の設置」が掲げられ、「法律に基づく諮問機関として男女共同参画社会の実現を促進するための新たな審議会の設置に向けて検討を進める」とされた。これを踏まえ、政府は、平成 9（1997）年に男女共同参画審議会設置法案を提出し、同年、成立・施行された（平成 9 年法律第 7 号）。

同審議会は、平成 9 年 6 月の内閣総理大臣からの諮問を受け、平成 10（1998）年 11 月に「男女共同参画社会基本法について一男女共同参画社会を形成するための基礎的条件づくりー」と題して答申をまとめた。この答申では、男女共同参画社会の形成を促進するための総合的枠組みづくりが必要かつ有効とし、男女共同参画社会基本法の制定が提言されており、各分野、各次元における取組を総合的かつ効率的に進めるための手段として基本法の制定が必要であるとされている。

この答申を受け、平成 11（1999）年常会（第 145 回国会）において、男女共同参画社会基本法案（参先議）が政府から提出され、参議院において法案制定の趣旨、目的、理念をより明確にするため前文を加える修正議決がされた後、衆議院で可決・成立した（平成 11 年法律第 78 号）。

イ 中央省庁再編による改正

平成 13（2001）年の中央省庁再編により、男女共同参画社会基本法が改正され、男女共同参画審議会は男女共同参画会議に改められた。男女共同参画会議は、内閣府に置かれる重要政策に関する会議の一つとして平成 13 年 1 月に設置されるとともに、内閣府に男女共同参画を担当する局が置かれた。

ウ 法律の主な内容

男女共同参画社会基本法は、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とし、その実現を 21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付けている。

基本理念

- ①男女の人権の尊重
- ②社会における制度又は慣行についての配慮
- ③政策等の立案及び決定への共同参画
- ④家庭生活における活動と他の活動の両立
- ⑤国際的強調

国・地方公共団体の責務

- ・基本理念にのっとりた施策の策定・実施

国民の努力義務

- ・男女共同参画社会の形成への寄与

参照条文

◎男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

(附則省略)

◎ 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律(平成 30 年法律第 28 号)

ア 法律の制定経緯

平成 15 (2003) 年 6 月に男女共同参画社会推進本部 (本部長：内閣総理大臣) は、「社会のあらゆる分野において、2020 年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも 30%程度になるよう期待する」とし、各分野においてそれぞれ目標数値と達成期限を定めた自主的な取組が奨励された。

さらに、男女共同参画推進本部は平成 20 (2008) 年 4 月に、「女性の参画加速プログラム」を決定し、①あらゆる分野における女性の参画加速のための基盤整備の充実、②活躍が期待されながら女性の参画が進んでいない分野(医師、研究者、公務員)に焦点を当てた戦略的な取組を実施するとした。

特に政治分野については、「第3次男女共同参画基本計画」（平成22年12月17日閣議決定）において、政治分野における女性の参画拡大の具体的施策として、内閣府が各政党に対して女性候補者の割合が高まるよう要請することとされた。

この要請は、その後の「第4次男女共同参画基本計画」（平成27年12月25日閣議決定）にも引き継がれたが、衆議院議員に占める女性の割合は、数値目標が定められた平成15年では3月時点で7.1%であったのに対し、平成30（2018）年1月時点では10.1%であり、3ポイントの増加にとどまるなど、政治分野における女性の参画拡大は依然として低調とされた。

こうした現状を踏まえ、平成28（2016）年常会（第190回国会）において、政治分野における男女共同参画を効果的かつ積極的に推進し、男女が共同して参画する民主政治の発展に寄与することを目的として、男女の候補者ができる限り「同数」となることを目指すとした「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律案」（第190回国会衆第60号）が民進党・無所属クラブ、日本共産党、生活の党と山本太郎となかまたち、社会民主党・市民連合から提出された。一方、同年臨時会（第192回国会）においては、男女の候補者の数ができる限り「均等」となることを目指すとした同名の法律案（第192回国会衆第12号）が自由民主党・無所属の会、公明党、日本維新の会から提出され、いずれも衆議院において継続審査となった後、平成29（2017）年臨時会（第194回国会）で審査未了となった。その後、各党間で調整が進められ、平成30年常会（第196回国会）の衆議院内閣委員会（平成30年4月11日）において、新たに「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律案」が起草され、両院で可決・成立した（平成30年法律第28号）。

イ 令和3（2021）年改正

同法成立後も、政治分野への女性の参画は徐々に進んできたものの、諸外国と比べると大きく遅れている状況を鑑みて、政治分野における男女共同参画をより一層推進するため、国・地方公共団体の施策の強化としてセクハラ・マタハラ等への対応を新設するなどの改正が行われた。

ウ 法律の主な内容

同法は、政治分野における男女共同参画を効果的かつ積極的に推進し、もって男女が共同して参画する民主政治の発展に寄与することを目的として、以下の事項を定めている。

基本原則

- ①衆議院、参議院及び地方議会の選挙において、政党等の政治活動の自由を確保しつつ、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指して行われるものとする。
- ②男女がその個性と能力を十分に発揮できるようにする。
- ③家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となるようにする。

国・地方公共団体の責務

- ・基本原則にのっとり、政党等の政治活動の自由及び選挙の公正を確保しつつ、必要な施策を策定し、及び実施する。

政党その他の政治団体の努力

- ・基本原則にのっとり、当該政党等に所属する男女のそれぞれの公職の候補者の数について目標を定める等、自主的に取り組むよう努めるものとする。

参照条文

◎政治分野における男女共同参画の推進に関する法律（平成 30 年法律第 28 号）

（目的）

第一条 この法律は、社会の対等な構成員である男女が公選による公職又は内閣総理大臣その他の国務大臣、内閣官房副長官、内閣総理大臣補佐官、副大臣、大臣政務官若しくは大臣補佐官若しくは副知事若しくは副市町村長の職（以下「公選による公職等」という。）にある者として国又は地方公共団体における政策の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること（以下「政治分野における男女共同参画」という。）が、その立案及び決定において多様な国民の意見が的確に反映されるために一層重要となることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、政治分野における男女共同参画の推進について、その基本原則を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、政治分野における男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、政治分野における男女共同参画を効果的かつ積極的に推進し、もって男女が共同して参画する民主政治の発展に寄与することを目的とする。

（基本原則）

第二条 政治分野における男女共同参画の推進は、衆議院議員、参議院議員及び地方公共団体の議会の議員の選挙において、政党その他の政治団体の候補者の選定の自由、候補者の立候補の自由その他の政治活動の自由を確保しつつ、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指して行われるものとする。

2 政治分野における男女共同参画の推進は、自らの意思によって公選による公職等としての活動に参画し、又は参画しようとする者に対するこれらの者の間における交流の機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した社会における制度又は慣行が政治分野における男女共同参画の推進に対して及ぼす影響に配慮して、男女が、その性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

3 政治分野における男女共同参画の推進は、男女が、その性別にかかわらず、相互の協力と社会の支援の下に、公選による公職等としての活動と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

4 政治分野における男女共同参画の推進は、政党その他の政治団体が自主的に取り組むほか、衆議院、参議院及び地方公共団体の議会並びに内閣府、総務省その他の関係行政機関等が適切な役割分担の下でそれぞれ積極的に取り組むことにより、行われるものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める政治分野における男女共同参画の推進についての基本原則（次条において単に「基本原則」という。）にのっとり、政党その他の政治団体の政治活動の自由及び選挙の公正を確保しつつ、政治分野における男女共同参画の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

（政党その他の政治団体の努力）

第四条 政党その他の政治団体は、基本原則にのっとり、政治分野における男女共同参画の推進に関し、当該政党その他の政治団体に所属する男女のそれぞれの公職の候補者の数に係る目標の設定、当該政党その他の政治団体に所属する公職の候補者の選定方法の改善、公職の候補者となるにふさわしい能力を有する人材の育成、当該政党その他の政治団体に所属する公選による公職等にある者及び公職の候補者についての性的な言動、妊娠又は出産に関する言動等に起因する問題の発生の防止及び適切な解決その他の事項について、自主的に取り組むよう努めるものとする。

(法制上の措置等)

第五条 国は、政治分野における男女共同参画の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

(実態の調査及び情報の収集等)

第六条 国は、政治分野における男女共同参画の推進に関する取組に資するよう、その推進に当たって障壁となるような社会における制度、慣行、観念その他一切のもの(次項において「社会的障壁」という。)及び国内外における当該取組の状況について、実態の調査並びに情報の収集、整理、分析及び提供(同項及び第十一条において「実態の調査及び情報の収集等」という。)を行うものとする。

2 地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進に関する取組に資するよう、当該地方公共団体における社会的障壁及び当該取組の状況について、実態の調査及び情報の収集等を行うよう努めるものとする。

(啓発活動)

第七条 国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進について、国民の関心と理解を深めるとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(環境整備)

第八条 国及び地方公共団体は、議会における欠席事由の拡大をはじめとする公選による公職等としての活動と妊娠、出産、育児、介護等の家庭生活との円滑かつ継続的な両立を支援するための体制の整備その他の政治分野における男女共同参画の推進に関する取組を積極的に進めることができる環境の整備を行うものとする。

(性的な言動等に起因する問題への対応)

第九条 国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進に資するよう、公選による公職等にある者及び公職の候補者について、性的な言動、妊娠又は出産に関する言動等に起因する問題の発生の防止を図るとともに、当該問題の適切な解決を図るため、当該問題の発生の防止に資する研修の実施、当該問題に係る相談体制の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成等)

第十条 国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画が推進されるよう、議会における審議を体験する機会の提供、公選による公職等としての活動に対する関心を深めこれに必要な知見を提供する講演会等の開催の推進その他の人材の育成及び活用に資する施策を講ずるものとする。

(その他の施策)

第十一条 国及び地方公共団体は、第七条から前条までに定めるもののほか、第六条の規定による実態の調査及び情報の収集等の結果を踏まえ、必要があると認めるときは、政治分野における男女共同参画の推進のために必要な施策を講ずるものとする。

(附則省略)

6 ジェンダー平等関係の国際規範・基準（主なもの）

◎ 女子差別撤廃条約

正式名称

「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」

(Convention on the Elimination of all Forms of Discrimination against Women)

条約の採択、発効

1979（昭和54）年12月18日

第34回国連総会において採択（賛成130（含我が国）、反対0、棄権11）

1980（昭和55）年3月1日

署名のため開放

1981（昭和56）年9月3日

発効（20番目の批准・加盟国（セントヴィンセント及びグレナディーン）の加入書
寄託日の後30日目）

我が国の署名、批准

1980（昭和55）年7月17日

署名（デンマークで開催された国連婦人の十年中間年世界会議の際、高橋展子駐デン
マーク大使が署名）

1985（昭和60）年6月24日

第102回通常国会において本件条約締結を承認

1985（昭和60）年6月25日

批准（科学万博賓客として来日中のデクエヤル事務総長に対し、安倍外務大臣より批
准書を寄託）

1985（昭和60年）年7月25日

我が国について効力発生

（出所）内閣府男女共同参画局ウェブページ

女子差別撤廃条約（全文）

この条約の締約国は、

国際連合憲章が基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の権利の平等に関する信念を改めて確認していることに留意し、

世界人権宣言が、差別は容認することができないものであるとの原則を確認していること、並びにすべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であること並びにすべての人は性による差別その他のいかなる差別もなしに同宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明していることに留意し、

人権に関する国際規約の締約国がすべての経済的、社会的、文化的、市民的及び政治的権利の享有について男女に平等の権利を確保する義務を負っていることに留意し、

国際連合及び専門機関の主催の下に各国が締結した男女の権利の平等を促進するための国際条約を考慮し、

更に、国際連合及び専門機関が採択した男女の権利の平等を促進するための決議、宣言及び勧告に留意し、

しかしながら、これらの種々の文書にもかかわらず女子に対する差別が依然として広範に存在していることを憂慮し、

女子に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものであり、女子が男子と平等の条件で自国の政治的、社会的、経済的及び文化的活動に参加する上で障害となるものであり、社会及び家族の繁栄の増進を阻害するものであり、また、女子の潜在能力を自国及び人類に役立てるために完全に開発することを一層困難にするものであることを想起し、

窮乏の状況においては、女子が食糧、健康、教育、雇用のための訓練及び機会並びに他の必要とするものを享受する機会が最も少ないことを憂慮し、

衡平及び正義に基づく新たな国際経済秩序の確立が男女の平等の促進に大きく貢献することを確信し、

アパルトヘイト、あらゆる形態の人種主義、人種差別、植民地主義、新植民地主義、侵略、外国による占領及び支配並びに内政干渉の根絶が男女の権利の完全な享有に不可欠であることを強調し、

国際の平和及び安全を強化し、国際緊張を緩和し、すべての国（社会体制及び経済体制のいかんを問わない。）の間で相互に協力し、全面的かつ完全な軍備縮小を達成し、特に嚴重かつ効果的な国際管理の下での核軍備の縮小を達成し、諸国間の関係における正義、平等及び互恵の原則を確認し、外国の支配の下、植民地支配の下又は外国の占領の下にある人民の自決の権利及び人民の独立の権利を実現し並びに国の主権及び領土保全を尊重することが、社会の進歩及び発展を促進し、ひいては、男女の完全な平等の達成に貢献することを確認し、

国の完全な発展、世界の福祉及び理想とする平和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加することを必要としていることを確信し、

家族の福祉及び社会の発展に対する従来完全には認められていなかった女子の大きな貢献、母性の社会的重要性並びに家庭及び子の養育における両親の役割に留意し、また、出産における女子の役割が差別の根拠となるべきではなく、子の養育には男女及び社会全体が共に責任を負うことが必要であることを認識し、

社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要であることを認識し、

女子に対する差別の撤廃に関する宣言に掲げられている諸原則を実施すること及びこのために女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための必要な措置をとることを決意して、

次のとおり協定した。

第1部

第1条

この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であつて、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子（婚姻をしているかいないかを問わない。）が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。

第2条

締約国は、女子に対するあらゆる形態の差別を非難し、女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意し、及びこのため次のことを約束する。

- (a) 男女の平等の原則が自国の憲法その他の適当な法令に組み入れられていない場合にはこれを定め、かつ、男女の平等の原則の実際的な実現を法律その他の適当な手段により確保すること。
- (b) 女子に対するすべての差別を禁止する適当な立法その他の措置（適当な場合には制裁を含む。）をとること。
- (c) 女子の権利の法的な保護を男子との平等を基礎として確立し、かつ、権限のある自国の裁判所その他の公の機関を通じて差別となるいかなる行為からも女子を効果的に保護することを確保すること。
- (d) 女子に対する差別となるいかなる行為又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの義務に従って行動することを確保すること。
- (e) 個人、団体又は企業による女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとること。
- (f) 女子に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとること。
- (g) 女子に対する差別となる自国のすべての刑罰規定を廃止すること。

第3条

締約国は、あらゆる分野、特に、政治的、社会的、経済的及び文化的分野において、女子に対して男子との平等を基礎として人権及び基本的自由を行使し及び享有することを保障することを目的として、女子の完全な能力開発及び向上を確保するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第4条

1. 締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない。ただし、その結果としていかなる意味においても不平等な又は別個の基準を維持し続けることとなってはならず、これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成された時に廃止されなければならない。
2. 締約国が母性を保護することを目的とする特別措置（この条約に規定する措置を含む。）をとることは、差別と解してはならない。

第5条

締約国は、次の目的のためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 両性いずれかの劣等性若しくは優越性の観念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他あらゆる慣行の撤廃を実現するため、男女の社会的及び文化的な行動様式を修正すること。
- (b) 家庭についての教育に、社会的機能としての母性についての適正な理解並びに子の養育及び発育における男女の共同責任についての認識を含めることを確保すること。あらゆる場合において、子の利益は最初に考慮するものとする。

第6条

締約国は、あらゆる形態の女子の売買及び女子の売春からの搾取を禁止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第2部

第7条

締約国は、自国の政治的及び公的活動における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、女子に対して男子と平等の条件で次の権利を確保する。

- (a) あらゆる選挙及び国民投票において投票する権利並びにすべての公選による機関に選挙される資格を有する権利
- (b) 政府の政策の策定及び実施に参加する権利並びに政府のすべての段階において公職に就き及びすべての公務を遂行する権利
- (c) 自国の公的又は政治的活動に関係のある非政府機関及び非政府団体に参加する権利

第8条

締約国は、国際的に自国政府を代表し及び国際機関の活動に参加する機会を、女子に対して男子と平等の条件でかついかなる差別もなく確保するためのすべての適当な措置をとる。

第 9 条

1. 締約国は、国籍の取得、変更及び保持に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。
締約国は、特に、外国人との婚姻又は婚姻中の夫の国籍の変更が、自動的に妻の国籍を変更し、妻を無国籍にし又は夫の国籍を妻に強制することとならないことを確保する。
2. 締約国は、子の国籍に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。

第 3 部

第 10 条

締約国は、教育の分野において、女子に対して男子と平等の権利を確保することを目的として、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保することを目的として、女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 農村及び都市のあらゆる種類の教育施設における職業指導、修学の機会及び資格証書の取得のための同一の条件。このような平等は、就学前教育、普通教育、技術教育、専門教育及び高等技術教育並びにあらゆる種類の職業訓練において確保されなければならない。
- (b) 同一の教育課程、同一の試験、同一の水準の資格を有する教育職員並びに同一の質の学校施設及び設備を享受する機会
- (c) すべての段階及びあらゆる形態の教育における男女の役割についての定型化された概念の撤廃を、この目的の達成を助長する男女共学その他の種類の教育を奨励することにより、また、特に、教材用図書及び指導計画を改訂すること並びに指導方法を調整することにより行うこと。
- (d) 奨学金その他の修学援助を享受する同一の機会
- (e) 継続教育計画（成人向けの及び実用的な識字計画を含む。）特に、男女間に存在する教育上の格差をできる限り早期に減少させることを目的とした継続教育計画を利用する同一の機会
- (f) 女子の中途退学率を減少させること及び早期に退学した女子のための計画を策定すること。
- (g) スポーツ及び体育に積極的に参加する同一の機会
- (h) 家族の健康及び福祉の確保に役立つ特定の教育的情報（家族計画に関する情報及び助言を含む。）を享受する機会

第 11 条

1. 締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、雇用の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。
 - (a) すべての人間の奪い得ない権利としての労働の権利
 - (b) 同一の雇用機会（雇用に関する同一の選考基準の適用を含む。）についての権利
 - (c) 職業を自由に選択する権利、昇進、雇用の保障並びに労働に係るすべての給付及び条件についての権利並びに職業訓練及び再訓練（見習、上級職業訓練及び継続的訓練を含

む。)を受ける権利

- (d) 同一価値の労働についての同一報酬(手当を含む。)及び同一待遇についての権利並びに労働の質の評価に関する取扱いの平等についての権利
 - (e) 社会保障(特に、退職、失業、傷病、障害、老齢その他の労働不能の場合における社会保障)についての権利及び有給休暇についての権利
 - (f) 作業条件に係る健康の保護及び安全(生殖機能の保護を含む。)についての権利
2. 締約国は、婚姻又は母性を理由とする女子に対する差別を防止し、かつ、女子に対して実効的な労働の権利を確保するため、次のことを目的とする適当な措置をとる。
- (a) 妊娠又は母性休暇を理由とする解雇及び婚姻をしているかいないかに基づく差別的解雇を制裁を課して禁止すること。
 - (b) 給料又はこれに準ずる社会的給付を伴い、かつ、従前の雇用関係、前任及び社会保障上の利益の喪失を伴わない母性休暇を導入すること。
 - (c) 親が家庭責任と職業上の責務及び社会的活動への参加とを両立させることを可能とするために必要な補助的な社会的サービスの提供を、特に保育施設網の設置及び充実を促進することにより奨励すること。
 - (d) 妊娠中の女子に有害であることが証明されている種類の作業においては、当該女子に対して特別の保護を与えること。
3. この条に規定する事項に関する保護法令は、科学上及び技術上の知識に基づき定期的に検討するものとし、必要に応じて、修正し、廃止し、又はその適用を拡大する。

第12条

1. 締約国は、男女の平等を基礎として保健サービス(家族計画に関連するものを含む。)を享受する機会を確保することを目的として、保健の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。
2. 1の規定にかかわらず、締約国は、女子に対し、妊娠、分べん及び産後の期間中の適当なサービス(必要な場合には無料にする。)並びに妊娠及び授乳の期間中の適当な栄養を確保する。

第13条

締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、他の経済的及び社会的活動の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 家族給付についての権利
- (b) 銀行貸付け、抵当その他の形態の金融上の信用についての権利
- (c) レクリエーション、スポーツ及びあらゆる側面における文化的活動に参加する権利

第14条

1. 締約国は、農村の女子が直面する特別の問題及び家族の経済的生存のために果たしている重要な役割(貨幣化されていない経済の部門における労働を含む。)を考慮に入れるものと

し、農村の女子に対するこの条約の適用を確保するためのすべての適当な措置をとる。

2. 締約国は、男女の平等を基礎として農村の女子が農村の開発に参加すること及びその開発から生ずる利益を受けることを確保することを目的として、農村の女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、これらの女子に対して次の権利を確保する。

- (a) すべての段階における開発計画の作成及び実施に参加する権利
- (b) 適当な保健サービス（家族計画に関する情報、カウンセリング及びサービスを含む。）を享受する権利
- (c) 社会保障制度から直接に利益を享受する権利
- (d) 技術的な能力を高めるために、あらゆる種類（正規であるかないかを問わない。）の訓練及び教育（実用的な識字に関するものを含む。）並びに、特に、すべての地域サービス及び普及サービスからの利益を享受する権利
- (e) 経済分野における平等な機会を雇用又は自営を通じて得るために、自助的集団及び協同組合を組織する権利
- (f) あらゆる地域活動に参加する権利
- (g) 農業信用及び貸付け、流通機構並びに適当な技術を利用する権利並びに土地及び農地の改革並びに入植計画において平等な待遇を享受する権利
- (h) 適当な生活条件（特に、住居、衛生、電力及び水の供給、運輸並びに通信に関する条件）を享受する権利

第4部

第15条

- 1. 締約国は、女子に対し、法律の前の男子との平等を認める。
- 2. 締約国は、女子に対し、民事に関して男子と同一の法的能力を与えるものとし、また、この能力を行使する同一の機会を与える。特に、締約国は、契約を締結し及び財産を管理することにつき女子に対して男子と平等の権利を与えるものとし、裁判所における手続のすべての段階において女子を男子と平等に取り扱う。
- 3. 締約国は、女子の法的能力を制限するような法的効果を有するすべての契約及び他のすべての私的文書（種類のいかんを問わない。）を無効とすることに同意する。
- 4. 締約国は、個人の移動並びに居所及び住所の選択の自由に関する法律において男女に同一の権利を与える。

第16条

- 1. 締約国は、婚姻及び家族関係に係るすべての事項について女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保する。
 - (a) 婚姻をする同一の権利

- (b) 自由に配偶者を選択し及び自由かつ完全な合意のみにより婚姻をする同一の権利
 - (c) 婚姻中及び婚姻の解消の際の同一の権利及び責任
 - (d) 子に関する事項についての親(婚姻をしているかいないかを問わない。)としての同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
 - (e) 子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもって決定する同一の権利並びにこれらの権利の行使を可能にする情報、教育及び手段を享受する同一の権利
 - (f) 子の後見及び養子縁組又は国内法令にこれらに類する制度が存在する場合にはその制度に係る同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
 - (g) 夫及び妻の同一の個人的権利(姓及び職業を選択する権利を含む。)
 - (h) 無償であるか有償であるかを問わず、財産を所有し、取得し、運用し、管理し、利用し及び処分することに関する配偶者双方の同一の権利
2. 児童の婚約及び婚姻は、法的効果を有しないものとし、また、婚姻最低年齢を定め及び公の登録所への婚姻の登録を義務付けるためのすべての必要な措置(立法を含む。)がとられなければならない。

第5部

第17条

1. この条約の実施に関する進捗状況を検討するために、女子に対する差別の撤廃に関する委員会(以下「委員会」という。)を設置する。委員会は、この条約の効力発生の時は18人の、35番目の締約国による批准又は加入の後には23人の徳望が高く、かつ、この条約が対象とする分野において十分な能力を有する専門家で構成する。委員は、締約国の国民の中から締約国により選出するものとし、個人の資格で職務を遂行する。その選出に当たっては、委員の配分が地理的に衡平に行われること並びに異なる文明形態及び主要な法体系が代表されることを考慮に入れる。
2. 委員会の委員は、締約国により指名された者の名簿の中から秘密投票により選出される。各締約国は、自国民の中から1人を指名することができる。
3. 委員会の委員の最初の選挙は、この条約の効力発生の日の後6箇月を経過した時に行う。国際連合事務総長は、委員会の委員の選挙の日の遅くとも3箇月前までに、締約国に対し、自国が指名する者の氏名を2箇月以内に提出するよう書簡で要請する。同事務総長は、指名された者のアルファベット順による名簿(これらの者を指名した締約国名を表示した名簿とする。)を作成し、締約国に送付する。
4. 委員会の委員の選挙は、国際連合事務総長により国際連合本部に招集される締約国の会合において行う。この会合は、締約国の3分の2をもって定足数とする。この会合においては、出席し、かつ投票する締約国の代表によって投じられた票の最多数で、かつ、過半数の票を得た指名された者をもって委員会に選出された委員とする。
5. 委員会の委員は、4年の任期で選出される。ただし、最初の選挙において選出された委員

のうち9人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの9人の委員は、最初の選挙の後直ちに、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。

6. 委員会の5人の追加的な委員の選挙は、35番目の批准又は加入の後、2から4までの規定に従って行う。この時に選出された追加的な委員のうち2人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの2人の委員は、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。
7. 締約国は、自国の専門家が委員会の委員としての職務を遂行することができなくなった場合には、その空席を補充するため、委員会の承認を条件として自国民の中から他の専門家を任命する。
8. 委員会の委員は、国際連合総会が委員会の任務の重要性を考慮して決定する条件に従い、同総会の承認を得て、国際連合の財源から報酬を受ける。
9. 国際連合事務総長は、委員会がこの条約に定める任務を効果的に遂行するために必要な職員及び便益を提供する。

第18条

1. 締約国は、次の場合に、この条約の実施のためにとった立法上、司法上、行政上その他の措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する報告を、委員会による検討のため、国際連合事務総長に提出することを約束する。
 - (a) 当該締約国についてこの条約が効力を生ずる時から1年以内
 - (b) その後は少なくとも4年ごと、更には委員会が要請するとき。
2. 報告には、この条約に基づく義務の履行の程度に影響を及ぼす要因及び障害を記載することができる。

第19条

1. 委員会は、手続規則を採択する。
2. 委員会は、役員を2年の任期で選出する。

第20条

1. 委員会は、第18条の規定により提出される報告を検討するために原則として毎年2週間を超えない期間会合する。
2. 委員会の会合は、原則として、国際連合本部又は委員会が決定する他の適当な場所において開催する。

第21条

1. 委員会は、その活動につき経済社会理事会を通じて毎年国際連合総会に報告するものとし、また、締約国から得た報告及び情報の検討に基づく提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる。これらの提案及び一般的な性格を有する勧告は、締約国から意見がある場合にはその意見とともに、委員会の報告に記載する。
2. 国際連合事務総長は、委員会の報告を、情報用として、婦人の地位委員会に送付する。

第22条

専門機関は、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の規定の実施についての検討に際

し、代表を出す権利を有する。委員会は、専門機関に対し、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の実施について報告を提出するよう要請することができる。

第 6 部

第 23 条

この条約のいかなる規定も、次のものに含まれる規定であって男女の平等の達成に一層貢献するものに影響を及ぼすものではない。

- (a) 締約国の法令
- (b) 締約国について効力を有する他の国際条約又は国際協定

第 24 条

締約国は、自国においてこの条約の認める権利の完全な実現を達成するためのすべての必要な措置をとることを約束する。

第 25 条

1. この条約は、すべての国による署名のために開放しておく。
2. 国際連合事務総長は、この条約の寄託者として指定される。
3. この条約は、批准されなければならない。批准書は、国際連合事務総長に寄託する。
4. この条約は、すべての国による加入のために開放しておく。加入は、加入書を国際連合事務総長に寄託することによって行う。

第 26 条

1. いずれの締約国も、国際連合事務総長にあてた書面による通告により、いつでもこの条約の改正を要請することができる。
2. 国際連合総会は、1 の要請に関してとるべき措置があるときは、その措置を決定する。

第 27 条

1. この条約は、20 番目の批准書又は加入書が国際連合事務総長に寄託された日の後 30 日目の日に効力を生ずる。
2. この条約は、20 番目の批准書又は加入書が寄託された後に批准し又は加入する国については、その批准書又は加入書が寄託された日の後 30 日目の日に効力を生ずる。

第 28 条

1. 国際連合事務総長は、批准又は加入の際に行われた留保の書面を受領し、かつ、すべての国に送付する。
2. この条約の趣旨及び目的と両立しない留保は、認められない。
3. 留保は、国際連合事務総長にあてた通告によりいつでも撤回することができるものとし、同事務総長は、その撤回をすべての国に通報する。このようにして通報された通告は、受領された日に効力を生ずる。

第 29 条

1. この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争で交渉によって解決されないものは、い

ずれかの紛争当事国の要請により、仲裁に付される。仲裁の要請の日から 6 箇月以内に仲裁の組織について紛争当事国が合意に達しない場合には、いずれの紛争当事国も、国際司法裁判所規程に従って国際司法裁判所に紛争を付託することができる。

2. 各締約国は、この条約の署名若しくは批准又はこの条約への加入の際に、1 の規定に拘束されない旨を宣言することができる。他の締約国は、そのような留保を付した締約国との関係において 1 の規定に拘束されない。

3. 2 の規定に基づいて留保を付した締約国は、国際連合事務総長にあてた通告により、いつでもその留保を撤回することができる。

第 30 条

この条約は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とし、国際連合事務総長に寄託する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。

(出所) 内閣府男女共同参画局ウェブページ

◎ 第4回世界女性会議 北京宣言（1995年（平成7）年9月）

- 1 我々、第4回世界女性会議に参加した政府は、
- 2 国際連合創設50周年に当たる1995年9月、ここ北京に集い、
- 3 全人類のためにあらゆる場所のすべての女性の平等、開発及び平和の目標を推進することを決意し、
- 4 あらゆる場所のすべての女性の声を受けとめ、かつ女性たち及びその役割と環境の多様性に留意し、道を切り開いた女性を讃え、世界の若者の期待に啓発され、
- 5 女性の地位は過去十年間にいくつかの重要な点で進歩したが、その進歩は不均衡で、女性と男性の間の不平等は依然として存在し、主要な障害が残っており、すべての人々の安寧に深刻な結果をもたらしていることを認識し、
- 6 また、この状況は、国内及び国際双方の領域に起因し、世界の人々の大多数、特に女性と子どもの生活に影響を与えている貧困の増大によって悪化していることを認識し、
- 7 無条件で、これらの制約及び障害に取り組み、世界中の女性の地位の向上とエンパワーメント（力をつけること）を更に進めることに献身し、また、これには、現在及び次の世紀へ向かって我々が前進するため、決意、希望、協力及び連帯の精神による緊急の行動を必要とすることに合意する。

我々は、以下のことについての我々の誓約（コミットメント）を再確認する。

- 8 国際連合憲章に謳われている女性及び男性の平等な権利及び本来的な人間の尊厳並びにその他の目的及び原則、世界人権宣言その他の国際人権文書、殊に「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」及び「児童の権利に関する条約」並びに「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」及び「開発の権利に関する宣言」。
- 9 あらゆる人権及び基本的自由の不可侵、不可欠かつ不可分な部分として、女性及び女兒の人権の完全な実施を保障すること。
- 10 平等、開発及び平和の達成を目的とするこれまでの国際連合の会議及びサミット — 1985年のナイロビにおける女性に関するもの、1990年のニュー・ヨークにおける児童に関するもの、1993年のウィーンにおける人権に関するもの、1994年のカイロにおける人口と開発に関するもの、及び1995年のコペンハーゲンにおける社会開発に関するもの — でなされた合意と進展に基礎を置くこと。
- 11 「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」の完全かつ効果的な実施を達成すること。
- 12 思想、良心、宗教及び信念の自由に対する権利を含む女性のエンパワーメント及び地位向上、したがって、女性及び男性の個人的又は他の人々との共同体における、道徳的、倫理的、精神的及び知的なニーズに寄与し、それによって、彼らに、その完全な潜在能力を社会において発揮し、自らの願望に従って人生を定める可能性を保障すること。

我々は、以下のことを確信する。

- 13 女性のエンパワーメント及び意思決定の過程への参加と権力へのアクセス（参入）を含む、社会のあらゆる分野への平等を基礎にした完全な参加は、平等、開発及び平和の達成に対する基本である。
- 14 女性の権利は人権である。
- 15 男性と女性による平等な権利、機会及び資源へのアクセス、家族的責任の公平な分担及び彼ららの間の調和のとれたパートナーシップ（提携）が、彼ら及びその家族の安寧並びに民主主義の強化にとってきわめて重要である。
- 16 持続する経済発展、社会開発、環境保護及び社会正義に基づく貧困の根絶は、経済社会開発への女性の関与及び平等な機会並びに人間中心の持続可能な開発の行為者及び受益者双方としての女性及び男性の完全かつ平等な参加を必要とする。
- 17 すべての女性の健康のあらゆる側面、殊に自らの出産数を管理する権利を明確に認め再確認することは、女性のエンパワーメントの基本である。
- 18 地方、国、地域及び世界の平和は達成可能であり、あらゆるレベルにおける指導性、紛争解決及び永続的な平和の促進のための主要な勢力である女性の地位向上と、固く結びついている。
- 19 あらゆるレベルにおいて、女性のエンパワーメント及び地位向上を促進するであろう効果的、効率的、かつ相互に補強しあうジェンダー（社会的、文化的性差）に敏感な開発政策及びプログラムを含む政策及び計画を、女性の完全な参加を得て、立案、実施、監視することが必須である。
- 20 市民社会のあらゆる行為者、殊に女性のグループ及びネットワークその他の非政府機関（NGO）並びに地域に基礎を置く団体が、それらの自治を十分に尊重した上で、政府との協力に参加し寄与することは、行動綱領の効果的な実施及びフォローアップにとって重要である。
- 21 行動綱領の実施には、政府及び国際社会のコミットメント（関与）が必要である。世界会議で行われたものを含め、行動のための国内的及び国際的なコミットメント（誓約）を行うことにより、政府及び国際社会は女性のエンパワーメント及び地位向上のための優先的な行動を取る必要性を認める。

我々は、以下のことを決意する。

- 22 「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」の目標を今世紀末までに達成するための努力及び行動を強化する。
- 23 女性及び女兒がすべての人権及び基本的自由を完全に享受することを保障し、これらの権

利及び自由の侵害に対し効果的な行動を取る。

- 24 女性及び女兒に対するあらゆる形態の差別を撤廃するために必要なあらゆる措置をとり、男女平等と女性の地位向上及びエンパワーメントに対するあらゆる障害を除去する。
- 25 男性に対し、平等に向けてのあらゆる行動に完全に参加するよう奨励する。
- 26 雇用を含め女性の経済的自立を促進し、経済構造の変革による貧困の構造的な原因に取り組み、開発の重要な行為者として、農村地域における者を含めあらゆる女性の生産資源、機会及び公共サービスへの平等なアクセスを保障する。
- 27 女兒及び女性のために基礎教育、生涯教育、識字及び訓練、並びに基礎的保健医療（プライマリー・ヘルスケア）の提供を通じて、持続する経済成長を含め、人間中心の持続可能な開発を促進する。
- 28 女性の地位向上のための平和を確保する積極的な手段を講じ、平和運動において女性が果たしてきた主要な役割を認識しつつ、厳正かつ効果的な国際的管理の下に、全面的かつ完全な軍備縮小に向けて積極的に働き、あらゆる側面から核軍縮及び核兵器の拡散防止に寄与する普遍的かつ多国間で効果的に実証し得る包括的核実験禁止条約の締結に関する交渉を遅滞無く支援する。
- 29 女性及び少女に対するあらゆる形態の暴力を阻止し、撤廃する。
- 30 女性及び男性の教育及び保健への平等なアクセス及び平等な取扱いを保障し、教育を始め女性のリプロダクティブ・ヘルスを促進する。
- 31 女性及び少女のあらゆる人権を促進し、保護する。
- 32 人種、年齢、言語、民族、文化、宗教、障害のような要因の故に、あるいは先住民であるために、エンパワーメント及び地位向上に対する多様な障害に直面しているすべての女性及び少女のあらゆる人権及び基本的自由の平等な享受を保障するための努力を強化する。
- 33 殊に女性及び少女を保護するため、人道法を含む国際法の尊重を保障する。
- 34 あらゆる年齢の少女及び女性の潜在能力を最大限に開発し、すべての人々のためより良い世界を構築するため彼らが完全かつ平等に参加することを保障し、開発の過程における彼らの役割を促進する。

我々は、以下のことを決意する。

- 35 女性及び少女の地位向上及びエンパワーメントを促進する手段として、なかでも国際協力を通じて、土地、信用保証、科学技術、職業訓練、情報、通信及び市場を含む経済的資源への平等なアクセスの恩恵を享受する能力を高めることを含め、女性の経済的資源への平等なアクセスを確保する。
- 36 政府、国際機関及びあらゆるレベルの団体の強力なコミットメント（関与）を必要とするであろう行動綱領の成功を確保する。我々は、経済開発、社会開発及び環境保護は、相互に依存し、持続可能な開発の相互に強め合う構成要素であり、それは、あらゆる人々のためにより良

い生活の質を達成するための我々の努力の枠組みであることを深く確信する。環境資源を持続的に活用するために、貧しい人々、殊に貧困の中に暮らす女性の能力を高めることを認める公平な社会開発は、持続可能な開発に対する必要な基盤である。我々は、また、持続可能な開発に関連する基盤の広い、持続する経済成長は、社会開発と社会正義を維持するために必要であることを認識する。行動綱領の成功には、また、国内及び国際レベルでの資源並びに女性の地位向上のための多国間、二国間及び民間の財源を含む入手可能なあらゆる資金提供の仕組みからの開発途上国に対する新規かつ追加的資源の十分な動員、国内、小地域、地域及び国際機関の能力を強化するための財政的資源、平等な権利、平等な責任及び平等な機会への、また、あらゆる国内、地域及び国際機関及び政策決定過程における女性及び男性の平等な参加へのコミットメント（関与）、世界の女性に対する責任のために、あらゆるレベルにおける仕組みの創設又は強化を必要とするであろう。

37 また、移行期経済の諸国における行動綱領の成功を確保し、そのために引き続き国際協力及び援助を必要とするであろう。

38 我々は、ここに、以下の行動綱領を採択し、政府としてこれを実施することに責任を負うとともに、我々のあらゆる政策及び計画にジェンダーの視点が反映されるよう保障する。我々は、国際連合システム、地域及び国際金融機関、その他関連の地域及び国際機関並びにあらゆる女性及び男性のみならず非政府機関に対し、また、市民社会のあらゆる部門に対し、それらの自主性を十分尊重した上で、政府と協力して行動綱領の実施に対し、十分に責任を負い、この行動綱領の実施に寄与することを強く要請する。

（出所）内閣府男女共同参画局ウェブページ

◎ 第4回世界女性会議 行動綱領（1995年（平成7）年9月）抄

第1章 使命の声明

第2章 世界的枠組み

第3章 重大問題領域

第4章 戦略目標及び行動

A 女性と貧困

B 女性の教育と訓練

C 女性と健康

D 女性に対する暴力

E 女性と武力紛争

F 女性と経済

G 権力及び意思決定における女性

H 女性の地位向上のための制度的な仕組み

I 女性の人権

J 女性とメディア

K 女性と環境

L 女兒

第5章 制度的整備

A 国内レベル

B 小地域／地域レベル

C 国際レベル

第6章 財政的整備

A 国内レベル

B 地域レベル

C 国際レベル

※上記目次のうち、下線部分（第1章、第4章G）を以下に抜粋

第1章 使命の声明

1. この「行動綱領」は、女性のエンパワーメント（力をつけること）に関するアジェンダ（予定表）である。これは、「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」¹の実施と経済的、社会的、文化的及び政治的意思決定の完全かつ平等な分担を通じて、公的及び私的生活のすべての分野への女性の積極的な参加に対するあらゆる障害の除去を促進することを目的とする。これはまた、家庭、職場及び広くは国家社会及び国際社会における女性と男性の権力及び責任の分担の原則を打ち立てることである。女性と男性の平等は、人権の問題であり、社会正義への条件であり、また、平等、開発及び平和への必要かつ基本的な前提条件である。女性と男性の平等に基づく変容したパートナーシップが、人間中心の持続可能な発展の条件である。21世紀の挑戦に対処するべく、女性と男性が自らのため、その子どもたちのため及び社会のために共に働くことができるようにするためには、継続的かつ長期的なコミットメント（関与）が必須である。
2. 行動綱領は、「世界人権会議」で採択された「ウィーン宣言及び行動計画」²に述べられている、女性及び女兒の人権は普遍的人権の不可侵、不可欠かつ不可分な部分である、という基本原則を再確認する。行動へのアジェンダとして、行動綱領は、あらゆる女性の、そのすべてのライフサイクル（生涯）を通じての、あらゆる人権と基本的自由の完全な享受を促進し、保護することを追求する。
3. 行動綱領は、世界中の男女（ジェンダー）の平等という共通の目標に向けて男性と共に連携して働くことによってのみ取り組むことができる共通の関心事を女性は分かち持っていることを強調する。行動綱領は女性の状況及び条件の多様性を全面的に尊重し評価するとともに、そのエンパワーメントを阻む特別の障害に直面している女性たちもいることを認識する。
4. 行動綱領は、あらゆる年齢及びあらゆる職業の、あらゆる人々の平等の原則を含む、人権と基本的自由に基づく、平和で公正で人間的な世界の創造のために、すべての人々による早急の、かつ一致した行動を必要としており、また、この目的に向けて、社会開発及び社会正義の維持のために、持続可能な開発の枠組みの中での、基盤の広いかつ持続的な経済成長が必要であることを認識する。
5. 行動綱領の成功には、政府、国際機関及びあらゆるレベルの機関の強力なコミットメントが必要となろう。また、国内及び国際レベルにおける資源並びに女性の地位向上のための多国籍間、二国間及び民間の財源を含む利用可能なあらゆる資金提供機構からの開発途上国に対する新規かつ追加的資源の十分な動員、国内、小地域、地域及び国際機関の能力を強化するための財政的資源、さらに、平等な権利、平等な責任及び平等な機会への、また、あらゆる国内、地域及び国際機関並びに政策決定過程への女性及び男性の平等な参加へのコミットメント及

¹ 『国連婦人の十年：平等、発展、平和』の成果の見直し及び評価するための世界会議（ナイロビ、1985年7月15日～26日）報告」（国連出版物、販売番号 E. 85. IV. 10）第I章、A節

² 「世界人権会議（ウィーン、1993年6月14日～25日）報告」（A/CONF. 157/24（Part I））第III章

び世界の女性に対する責任のための、あらゆるレベルにおける仕組みの創設若しくは強化を必要とするであろう。

第4章 戦略目標及び行動

G 権力及び意思決定における女性

181.世界人権宣言は、すべて人は自国の政治に参加する権利を有する、と述べている。女性のエンパワーメント及び自立並びに社会的、経済的及び政治的地位の向上は、透明で責任ある政治・行政及びあらゆる生活領域における持続可能な開発にとって不可欠である。最も個人的なレベルから高度に公的なものに至るまで社会の多くのレベルで、女性の願望にかなう生活の達成を阻む力関係が働いている。女性及び男性の意思決定への平等な参加という目標の達成は、社会の構成をより正確に反映した均衡を与えるであろうし、民主主義を強化し、その本来の機能を促進するために必要なことである。政治的意思決定における平等は、それがなければ、政府の政策決定に真に平等の次元を統合できる見込みはきわめて薄いものになる梃子の働きをしている。この意味において、政治生活への女性の平等な参加は、女性の地位向上の過程全般において中核的な役割を果たす。意思決定への女性の平等な参加は、単に正義又は民主主義の要請というにとどまらず、女性の関心事項が考慮されるための必要条件とも見なされ得る。あらゆるレベルの意思決定への女性の積極的な参加及び女性の視点の組入れがなければ、平等、開発及び平和という目標は達成できない。

182.ほとんどの国における民主化への広範な動きにもかかわらず、女性は政府の大半のレベル、特に内閣その他の行政機関への参加が大幅に不足しており、また、立法機関における政治的権力の獲得にも、「意思決定レベルの地位における女性比率を1995年までに30パーセントにする。」という経済社会理事会が是認した目標の達成にも、ほとんど進展がなかった。世界的に見て、女性は立法機関で10パーセント、閣僚級の地位になるとさらに低い比率を占めているに過ぎない。それどころか、根本的な政治的、経済的及び社会的変革の過程にある国々を含むいくつかの国では、立法機関に代表される女性の数に相当な減少を見ている。女性は、ほぼすべての国で全選挙民の少なくとも半数を占め、ほぼすべての国連加盟国で選挙権と公職に就く権利を獲得したにもかかわらず、公職の候補者になる女性は依然としてひどく不足している。多くの政党及び政治構造の伝統的な運営型式は、相変わらず女性の公的な生活への参加を阻む障害になり続けている。差別的な態度や慣行、家族及び育児の責任、そして公職を求めかつ保持するための高い代価ゆえに、女性は公職の追求を諦める可能性がある。政治に携わり、また、政府及び立法機関の意思決定の地位にある女性は、政治的な優先事項を定義し直し、女性のジェンダーに固有の問題、価値観及び経験を反映し、かつそれに対処する新しい項目を政治的課題にし、並びに主流の政治問題に関して新たな視点を提供することに寄与している。

183.女性は、地域社会及び非公式な組織、並びに公職においてかなりの指導力を実証してきた。しかし、社会化と、メディアを通じた固定観念を含む、女性及び男性に対するマイナスの固定

観念が、政治的な意思決定が男性の領分にとどまる傾向を強化している。同様に、芸術、文化、スポーツ、メディア、教育、宗教及び法律の分野で、意思決定の地位における女性の参加不足が、多くの主要な制度に女性が重大な影響を与えることを阻んでいる。

184.政党、使用者団体及び労働組合の意思決定機関のような権力への伝統的な道へのアクセスを制限されたために、女性は特に非政府機関の分野において、それに代わる構造を通じて権力へのアクセスを獲得してきた。非政府機関及び草の根団体を通じて、女性は自分たちの利益と関心を明確に述べることができ、女性問題を国内、地域及び国際的な課題にしてきた。

185.公的分野における不平等は、往々にして、前述のパラグラフ 29³で述べられたように、家庭の中の差別的な態度と慣行及び女性及び男性の間の不平等な力関係から始まる可能性がある。不平等な力関係に基づいた家庭内の労働と責任の不平等な分担もまた、時間を見つけてより広い公の討論の場における意思決定への参加に必要な技能を開発する女性の潜在能力を制限している。これらの責任が女性及び男性の間でもっと平等に分担されるなら、女性及びその娘たちの生活の質がよくなるだけでなく、その利益が認識され対処されるように、彼らが公共の政策、実行及び支出を策定・計画する機会を増進することになる。支配的な男性気質を反映する地元の地域社会レベルの非公式なネットワーク及び意思決定パターンが、政治的、経済的及び社会的生活に平等に参加する女性の能力を制限している。

186.地方、国、地域及び国際レベルにおける経済的及び政治的意思決定者の間の女性比率の低さは、積極的措置を通じた対処が必要な、構造的及び態度上の障害を反映している。政府、多国籍及び国内企業、マスメディア、銀行、学術・科学機関、並びに国連システムにおけるものを含む地域及び国際機関は、トップレベルの管理職、政策決定者、外交官及び交渉担当者としての女性の才能を十分に活用していない。

187.あらゆるレベルにおける権力及び意思決定の公平な配分は、政府その他の行為者が、統計的なジェンダー分析を行い、政策の開発とプログラムの実施の中心にジェンダーの視点を据えるか否かにかかっている。意思決定における平等は、女性のエンパワーメントにとって不可欠である。いくつかの国では、積極的措置（アファーマティブ・アクション）が、地方政府及び中央政府における 33.3 パーセント以上という女性比率をもたらした。

188.国内、地域及び国際統計機関は、経済及び社会分野における女性及び男性の平等な扱いに関

³ 29.女性は、家族の中において重大な役割を果たす。家族は社会の基本単位であり、そのように強化されるべきである。家族は、幅広い保護及び支援を受ける権利がある。異なる文化的、政治的及び社会的体制の中で、様々な形の家族が存在する。家族一人々々の権利、能力及び責任が尊重されなければならない。女性は家族の安寧及び社会の発展に多大な貢献を行うが、これはその重要性においてまだ完全に認識され又は考慮されていない。母性（マタニティ）、母であること（マザーフッド）、並びに家族における、また育児における親の役割の社会的意義が認められるべきである。育児は、親、女性及び男性、並びに社会全体の責任分担を必要とする。母性、母であること、親であること、及び出産における女性の役割が差別の根拠になることも、女性の完全な社会参加を制限することも共にあってはならない。また、多くの国で女性がしばしば果たしている家族の世話における重要な役割にも、評価が与えられるべきである。

する問題の提起の仕方について、未だに不十分な知識しか持っていない。特に、重要な意思決定分野における既存のデータベース及び方法の利用が不十分である。

189.あらゆるレベルの権力及び意思決定の分担における女性及び男性の間の不平等に対処するに当たり、政府その他の行為者は、決定がなされる前に、それが女性及び男性それぞれに与える影響の分析が行われるように、すべての政策及び計画の中心にジェンダーの視点を据える、積極的で目に見える政策を促進すべきである。

戦略目標 G. 1. 権力構造及び意思決定への女性の平等なアクセス及び完全な参加を保障するための措置を講じること

取るべき行動

190.政府により：

- (a) 政府機関及び委員会、公的行政機関並びに司法部門において、例えば、あらゆる政府及び公的な管理的地位への女性及び男性の平等な参加の達成を目指す観点から、女性の数を実質的に増加するために、必要であれば積極的措置（ポジティブ・アクション）を通じて、特定の目標を設定して施策を実施することを含む、女性及び男性の均衡達成の目標を設定する公約を行うこと。
- (b) 選挙制度におけるものを含め、政党に対し、選挙によるもの及び選挙によらずに任用される公的な地位に女性を男性と同じ比率かつ同じレベルとするよう奨励する施策を、適当な場合、講じること。
- (c) 政党及び労働組合の構成員となることを含め、政治活動に従事する、また、結社の自由に対する女性及び男性の平等な権利を保護し、促進すること。
- (d) 選挙制度が女性議員の選出に及ぼす、男性の場合とは異なる影響を見直し、適当な場合、制度の調整又は改善を検討すること。
- (e) 公共及び民間部門のあらゆるレベルにおけるさまざまな意思決定の地位についている女性及び男性に関する数量的・質的データの定期的な収集、分析及び普及を通じて女性の代表としての参加の進展の状況を監視及び評価するとともに、政府のさまざまなレベルに適用されている女性及び男性の数に関するデータを毎年、普及すること。官職の全領域に女性及び男性が平等なアクセスを有するよう保障し、この分野の進展の状況を監視する仕組みを政府機構内部に設置すること。
- (f) 意思決定への女性の参加及び意思決定に与える影響並びに意思決定環境に関する調査を行う非政府機関及び研究機関を支援すること。
- (g) あらゆるレベルの意思決定における、先住民女性のより大きな関与を奨励すること。
- (h) 政府が資金供与している機関が、その組織内に女性の数を増し、かつその地位を高めるために、非差別的な政策及び慣行を採用するよう奨励し、適当な場合、保障すること。
- (i) 仕事と親としての責任を女性及び男性で分担することが、女性の公的生活への参加を促進することを認識し、これを達成するために、家庭生活と職業生活を両立させる措置を含め

適切な施策をとること。

- (j) 国連機関、専門機関及び国連システムのその他の自治機関、特に上級ポストへの選出又は任命のために推薦される国内候補者の名簿において、男女の均衡を目指すこと。

191.政党により：

- (a) 女性の参加を直接・間接に差別するすべての障害を除去するために、政党の構造及び手続きに関する調査を考慮すること。
- (b) すべての内部政策決定機構、並びに任命及び選挙のための候補者の指名過程への女性の完全な参加を可能にする新機軸の開発を考慮すること。
- (c) 自党の政治的課題にジェンダー問題を盛り込むことを検討し、女性が政党の指導部へ男性と平等に参加できるよう保障するための施策を講じること。

192.政府、国家機関、民間部門、政党、労働組合、使用者団体、研究及び学術機関、小地域及び地域機関、非政府及び国際機関により：

- (a) 戦略的な意思決定の地位において、女性の指導者、幹部役員及び管理職者のクリティカル・マス（決定的多数）を樹立するための積極的措置（ポジティブ・アクション）を取ること。
- (b) 適当な場合、上級レベルの意思決定への女性のアクセスを監視するための仕組みを、創設又は強化すること。
- (c) 諮問及び意思決定機関への採用及び任命、並びに上級ポストへの昇進のための基準が妥当で、女性を差別しないものであることを保障するために、その見直しをすること。
- (d) 各組織のあらゆる領域のあらゆるレベルにおける意思決定機関及び交渉への平等な参加を含め、各組織における女性及び男性の間の地位上の平等を達成するために、非政府機関、労働組合及び民間部門の取組みを奨励すること。
- (e) 社会における、また前述のパラグラフ 29 に定義したように家庭における男女の新しい役割に関して、一般の議論を促進するためのコミュニケーション戦略を開発すること。
- (f) すべての女性、特に若い女性が、職場内訓練を含む、管理、起業、技術及び指導者訓練への平等なアクセスを持つよう保障するために、募集・採用及びキャリア開発のプログラムを再編成すること。
- (g) キャリア設計、追跡調査、助言、実地指導、訓練及び再訓練を含む、あらゆる年齢の女性のためのキャリア向上を目指すプログラムを開発すること。
- (h) 国連の会議及びその準備過程への女性非政府機関の参加を奨励し、支援すること。
- (i) 国連その他の国際フォーラムへ送る代表団の構成における男女の均衡を目指し、また、支援すること。

193.国連により：

- (a) 国連憲章第 101 条第 3 項に従い、地理的にできるだけ広い範囲から職員を採用することの重要性に十分配慮しつつ、2000 年までに、特に専門職レベル以上における全体的な女性と男性の間の平等を達成するため、既存の雇用政策及び措置を実施するとともに新規の政

策及び措置を採用すること。

- (b) 国連機関，専門機関及び国連システムのその他の機関における上級ポストへ任命する候補者に女性を指名するための仕組みを開発すること。
- (c) 意思決定の地位にある女性及び男性に関する数量的・質的なデータを継続して収集・普及し，女性及び男性のそれぞれが意思決定に与える別々の影響を分析するとともに，2000年までに管理職及び意思決定の地位の50パーセントを女性が占めるようにする，という事務総長の目標の進展状況を監視すること。

194.女性団体，非政府機関，労働組合，社会的提携者，生産者，産業及び職業団体により：

- (a) 情報，教育及び啓発活動を通じて，女性の連帯を築き，強化すること。
- (b) 女性が政治的，経済的，社会的な決定，過程及び制度に影響を与えることができるよう，あらゆるレベルで提唱し，選出議員がジェンダー問題への公約に関する責任を果たすよう働きかけること。
- (c) データ保護の法規を遵守しつつ，上級の意思決定及び諮問的地位へ女性を任命する際の利用に向けて，政府，地域及び国際機関，民間企業，政党その他の関連機関に普及するための，女性とその資格に関するデータベースを設置すること。

戦略目標 G. 2. 意思決定及び指導的立場への女性の参加能力を高めること

取るべき行動

195.政府，国家機関，民間部門，政党，労働組合，使用者団体，小地域及び地域機関，非政府及び国際機関，並びに教育機関により：

- (a) 女性及び少女，特に特別なニーズを有するもの，すなわち，障害を持つ女性，少数人種及び民族に属する女性が自己矜持を強めるよう支援し，意思決定の地位に就くよう励ますため，指導者訓練及び自己矜持の訓練を提供すること。
- (b) 意思決定の地位への透明な基準を持つとともに，選考機関を男女の均衡のとれた構成にすること。
- (c) 不慣れた女性のための助言（メンタリング）システムを創設し，また特に，指導力及び意思決定，演説及び自己主張並びに政治運動を含む訓練を提供すること。
- (d) 非差別的な労働関係と労働及び経営のスタイルにおける多様性の尊重を促進するために，ジェンダーへの感受性を高める訓練を男性及び女性に提供すること。
- (e) 女性に対し，選挙過程，政治活動その他の指導的分野に参加するよう奨励するための仕組み及び訓練を開発すること。

(出所) 内閣府男女共同参画局ウェブページ

7 ジェンダー平等に関する国内行動計画（主なもの）

◎ 第5次男女共同参画基本計画（令和2年12月25日閣議決定）抄

第1部 基本的な方針

第2部 政策編

I あらゆる分野における女性の参画拡大

第1分野 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

第2分野 雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和

第3分野 地域における男女共同参画の推進

第4分野 科学技術・学術における男女共同参画の推進

II 安全・安心な暮らしの実現

第5分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶

第6分野 男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備

第7分野 生涯を通じた健康支援

第8分野 防災・復興、環境問題における男女共同参画の推進

III 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備

第9分野 男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備

第10分野 教育・メディア等を通じた男女双方の意識改革、理解の促進

第11分野 男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献

IV 推進体制の整備・強化

※上記目次のうち、下線部分（第2部I第1分野）を次頁に抜粋

第2部 政策編

I あらゆる分野における女性の参画拡大

第1分野 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

【基本認識】

- 女性は我が国の人口の51.3%¹、有権者の51.7%²を占めている。政治、経済、社会などあらゆる分野において、政策・方針決定過程に男女が共に参画し、女性の活躍が進むことは、急速な少子高齢化・人口減少の進展、国民の価値観の多様化が進む中で、様々な視点が確保されることにより、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある持続可能な社会を生み出すとともに、あらゆる人が暮らしやすい社会の実現につながる。
- 政府は、国連の「ナイロビ将来戦略勧告」(平成2(1990)年)で示された国際的な目標である30%の目標数値や諸外国の状況を踏まえ、平成15(2003)年に「社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位³に女性が占める割合が、少なくとも30%程度となるよう期待する」⁴との目標を掲げ取組を進めてきたが、この目標は必ずしも社会全体で十分共有されず、必要な改革も進まなかった。このため、4次計画においては、特に、将来指導的地位に成長していく人材を着実に増やすなど、30%という水準の実現に向けた道筋をつけることに取り組んできた。さらに、平成27(2015)年に成立した女性の職業生活における活躍の推進に関する法律⁵(以下「女性活躍推進法」という。)を令和元(2019)年に改正し、取組を強化した。また、政治分野においては、議会議員の選挙において男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指すという基本原則を掲げた、政治分野における男女共同参画推進法が平成30(2018)年に議員立法で成立し、同法に基づき各主体における取組が始まった。

¹ 総務省「人口推計」(2019(令和元)年10月1日現在)。

² 総務省「参議院議員通常選挙結果調」(2019(令和元)年7月21日執行参議院議員通常選挙速報結果)。

³ 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大に係る数値目標(「2020年30%」の目標)のフォローアップについての意見」(平成19年2月14日男女共同参画会議決定)において、「我が国が将来にわたり活力ある経済・社会を創造していくためには、政策・方針決定過程へ多様な視点を導入し、幅広い議論を行い、新たな発想を取り入れていく必要がある」等のことを踏まえ、①議会議員、②法人・団体等における課長相当職以上の者、③専門的・技術的な職業のうち特に専門性が高い職業に従事する者とされている。

⁴ 「女性のチャレンジ支援策の推進について」(平成15年6月20日男女共同参画推進本部決定)。

⁵ 平成27年法律第64号。

- 一方、国際社会においては、平成 27 (2015) 年に国連で決定された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に含まれる持続可能な開発目標 (SDGs) において、政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保することが掲げられているほか、近年、G 7、G20 をはじめ、様々な国際会議や多国間協議においても意思決定への女性の参画拡大が重要課題として取り上げられ、首脳級・閣僚級での様々な国際合意がなされており、諸外国において女性の参画拡大が急速に進められている。
- 我が国でも女性の参画拡大が進んできたとはいえ、諸外国における進展がより速く、我が国の指導的地位への女性の参画は、衆議院の女性議員比率が世界 190 か国中 167 位 (令和 2 (2020) 年 10 月現在)⁶であり、また、いわゆる管理職 (管理的職業従事者) に占める女性の割合が、主な先進国ではおおむね 30%以上⁷となっている一方、我が国では 14.8% (令和元 (2019) 年)⁸であるなど、国際的に見て非常に遅れたものとなっている。現時点において、女性の参画が進んでいる分野⁹もある一方で、政治分野や経済分野など進捗が遅れている分野もあり、全体として「社会のあらゆる分野において、2020 年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも 30%程度となるよう期待する」とした水準に到達しそうとは言えないものの、それに向けた道筋をつけてきた。政治分野では、国会議員の候補者¹⁰に占める女性の割合が上昇しているなど、政治分野における男女共同参画推進法に基づく取組が進んできている。経済分野では、女性就業者

⁶ 列国議会同盟 (令和 2 (2020) 年12月17日時点)。

⁷ 米国40.7%、スウェーデン40.2%、英国36.8%、ノルウェー34.5%、フランス34.6%、ドイツ29.4% (ILO‘ILOSTAT’ (令和 2 (2020) 年12月17日時点))。いずれの国も令和元 (2019) 年の値。「いわゆる管理職 (管理的職業従事者)」とは、就業者のうち、会社役員、企業の課長相当職以上、管理的公務員等。

⁸ 総務省「労働力調査 (基本集計)」。

⁹ 国・地方公共団体の一部 (国の審議会等委員に占める女性の割合40.7%、都道府県審議会委員に占める女性の割合33.3%等)、教育・研究分野の一部 (教育委員に占める女性の割合44.1%、短大教授に占める女性の割合41.4%、日本学術会議会員に占める女性割合37.7%等)、国際分野の一部 (国際機関等の日本人幹部職員に占める女性の割合51.1%等) 等。短大教授に占める女性の割合は令和元 (2019) 年の値、それ以外は令和 2 (2020) 年の値 (内閣府男女共同参画局「令和 2 年度女性の政策・方針決定参画状況調べ」)。

¹⁰ 衆議院議員の候補者に占める女性の割合は平成26 (2014) 年16.6%、平成 29 (2017) 年 17.8%、参議院議員の候補者に占める女性の割合は平成28 (2016) 年24.7%、令和元 (2019) 年28.1% (内閣府男女共同参画局「令和 2 年度女性の政策・方針決定参画状況調べ」)。

数¹¹や上場企業の女性役員数¹²が増加し、民間企業の各役職段階¹³等に占める女性の割合が着実に上昇している。このように、指導的地位に就く女性が増える土壌が形成されてきており、今後、女性の参画が進んでいる分野の取組の共有や、進捗が遅れている分野の課題の分析に一層取り組み、各分野において女性の参画拡大を更に進め、キャリア継続や積極的な育成・登用を促進するなど、この道筋を一層強化しなければならない。

○ 指導的地位への女性の参画を拡大することは、社会の多様性と活力を高め我が国経済が力強く発展していく観点や、男女間の実質的な機会の平等を担保する観点から極めて重要である。社会制度や慣行が男女のどちらか一方に不利に働くような状況や、固定的な性別役割分担意識、偏見等及び過去の差別や経緯に起因して生じた男女の置かれた社会的状況の格差の解消に取り組まなければならない。国際社会において、2030年までにジェンダー平等の達成を目指していることも踏まえ、2020年代の可能な限り早期に指導的地位に占める女性の割合が30%程度となるよう目指して取組を進める。このため、令和7（2025）年度末までに成果目標を着実に達成するとともに、指導的地位に占める女性の割合についてモニタリングを充実させ、これに基づき必要な対応を加速させるなど、取組を強化する。さらに、その水準を通過点として、男女が社会の対等な構成員として政策・方針決定過程に共同して参画する機会が確保され、女性の参画拡大が継続的に進展するよう取組を進め、指導的地位に占める女性の割合が30%を超えて更に上昇し、2030年代には、誰もが性別を意識することなく活躍でき、指導的地位にある人々の性別に偏りがないような社会となることを目指す。

○ 各分野の中でも、特に、政治分野における女性の参画拡大は重要である。民主主義社会では男女が政治的意思決定過程に積極的に参画し共に責任を担うとともに、多様な国民の意見が政治や社会の政策・方針決定に公平・公正かつ的確に反映され、均等に利益を享受することができなければならない。我が国は、例えば、衆議院議員に占める女性の割合は9.9%（令和2（2020）年11月現在）であるなど、議会に女性が少ない過少代表の状況であるが、政治分野が率先垂範してあるべき姿を示す必要がある。また、経済

¹¹ 平成27（2015）年2,764万人、令和元（2019）年2,992万人（総務省「労働力調査（基本集計）」）。

¹² 平成27（2015）年度1,142人、令和2（2020）年度2,528人（東洋経済新報社（2020）『役員四季報』）。

¹³ 部長相当職は平成27（2015）年6.2%、令和元（2019）年6.9%、課長相当職は平成27（2015）年9.8%、令和元（2019）年11.4%、係長相当職は平成27（2015）年17.0%、令和元（2019）年18.9%（厚生労働省「賃金構造基本統計調査」の結果を元に算定）。

分野においても、将来にわたって多様性に富んだ持続可能な経済社会を実現するため重要な担い手としての女性の役割を認識し、女性の活躍の機会を拡大していく必要がある。これらを通じて、あらゆる分野での女性の参画拡大を進めていく。

(中略)

<施策の基本的方向と具体的な取組>

1 政治分野

(1) 施策の基本的方向

- 政治分野における男女共同参画の推進は、政治に多様な民意を反映させる観点から極めて重要である。我が国における政治への女性の参画は徐々に進められているが、国会議員(衆議院議員)に占める女性の割合は9.9%で世界190か国中167位(令和2(2020)年10月現在)であり、クォータ制を含めた積極的な取組を行う諸外国と比べて大きく遅れている。また、地方議会議員に占める女性の割合は特別区議会では29.9%である一方、都道府県議会では11.4%、市議会では15.9%、町村議会では11.1%¹⁴であり、女性が1人もいない地方議会¹⁵も市議会に31、町村議会に280も存在する状況である。
- こうした中、平成30(2018)年に議員立法により政治分野における男女共同参画推進法が成立した。同法の成立を契機として、これまで国際的に後塵を拝していた我が国の女性の政治参画の転換期とするためにも、国及び地方公共団体が同法に定められた施策を着実に進める。
- 諸外国では憲法又は法律によるクォータ制も導入されている中で、政治分野が率先垂範してあるべき姿を示すことができるよう、政治分野においても女性の割合30%程度を目指し、さらに、その水準を通過点として政治への女性の参画を拡大していくためには、候補者に占める女性の割合を最低限30%以上としていくことが求められる。そのため、政党等における実効性のある積極的改善措置(男女共同参画社会基本法第2条第2号。ポジティブ・アクション)の導入を促すことが肝要である。
- 政党による自主的な取組だけでなく、両立支援策等の女性が立候補や議員活動しやす

¹⁴ 総務省「地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員調」。

¹⁵ 都道府県議会0%(47議会で0議会)、市議会3.9%(792議会で31議会)、特別区議会0%(23議会で0議会)、町村議会30.2%(926議会で280議会)(総務省「地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員調」)。

い環境の整備や政治に参画しようとする女性の交流の機会の積極的な提供、人材の育成等が必要である。また、候補者や政治家に対するハラスメントが政治への女性の参画にとって障壁の一つとなっていることから、ハラスメント防止のための取組を強力に進めることが重要である。

- 政府としては、法律に定められた実態の調査及び情報収集等、啓発活動、環境整備並びに人材の育成等を着実にを行うとともに、政党をはじめ、国会、地方公共団体、地方六団体等の女性の政治参画に関係する様々な主体と連携を強化し、政治分野における男女共同参画を積極的に推進する。

(2) 具体的な取組

ア 政党、国会事務局等における取組の促進

- ① 政党に対し、政治分野における男女共同参画推進法の趣旨に沿って、国政選挙における女性候補者の割合を高めることを要請する。その際、衆議院議員及び参議院議員の候補者に占める女性の割合を35%以上とすることを努力目標として念頭に置く。具体的には、同法第4条の規定を踏まえた数値目標の設定や、候補者の一定割合を女性に割り当てるクォータ制等の積極的改善措置（ポジティブ・アクション）等の自主的な取組の実施、議員活動と家庭生活との両立支援策等の環境整備を要請する。また、政党内役員の女性割合を高めるため、数値目標の設定や積極的改善措置（ポジティブ・アクション）等の自主的な取組の実施を要請する。さらに、各政党における取組状況を調査・公表する。加えて、諸外国の取組事例の提供を行う。【内閣府】
- ② 両立支援策をはじめとした男女の議員が活躍しやすい環境整備について、衆議院事務局及び参議院事務局に要請する。【内閣府】
- ③ ハラスメントを含む女性の政治参画への障壁について調査を行い、その結果に基づき周知・啓発を行う。【内閣府】

イ 地方議会・地方公共団体における取組の促進

- ① 議員活動と家庭生活との両立支援策をはじめとした男女の議員が活躍しやすい環境整備、女性の地方公共団体の長や地方議会議員のネットワークの形成について、政党や地方六団体に要請する。【内閣府】

- ② 平成 27 年の要請により、既に明文化されていた全国都道府県議会議長会に加えて、全国市議会議長会及び全国町村議会議長会の標準会議規則に出産が欠席事由として明文化され、各地方議会での会議規則の整備が飛躍的に進んできた。このことを踏まえ、全ての市区町村議会において対応が行われるよう、両議長会に要請する。また、出産に係る産前・産後期間にも配慮した会議規則の整備や、育児・介護等の欠席事由としての会議規則への明文化が促進されるよう、三議長会¹⁶に対し標準会議規則の改正を要請する。【内閣府】
- ③ 地方議会において女性を含めたより幅広い層が議員として参画しやすい環境整備について検討を行う。その際、議会運営や住民参加の取組等におけるデジタル化への対応等も含めて検討を行う。また、候補者となりうる女性の人材育成のため、各地方議会における「女性模擬議会」等の自主的な取組について情報提供を行う。【総務省】
- ④ ハラスメントを含む女性の政治参画への障壁について調査を行い、その結果に基づき周知・啓発を行う。地方議会において、ハラスメント防止に関する研修の実施等が促進されるよう三議長会に要請する。【内閣府】
- ⑤ 会議規則における出産・育児・介護等に伴う欠席規定の整備状況やハラスメント防止に関する取組の実施状況等、地方公共団体・地方議会における両立支援状況をはじめとする施策の推進状況を調査し、「見える化」の推進や好事例の横展開を行う。【内閣府】

ウ 政治分野における女性の参画状況の情報収集・提供の推進

- ① 政治分野における女性の参画状況等を調査し、「見える化」を推進する。【内閣府】
- ② 地方公共団体の議会の議員及び長の男女別人数並びに国政選挙における立候補届出時の男女別人数の調査結果を提供するとともに、地方公共団体に対する当該調査等への協力の依頼を行う。【総務省】
- ③ 女性の政治参画への障壁や諸外国における積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の取組事例等を調査するとともに、女性の政治参画の重要性・意義と合わせて、広く情報提供・啓発活動を行う。【内閣府】

エ 人材の育成に資する取組

¹⁶ 全国都道府県議会議長会、全国市議会議長会及び全国町村議会議長会。

- ① 政治に参画しようとする女性の育成やネットワーク構築等の場の提供を検討する。

【内閣府】

- ② 政治に参画しようとする女性の人材育成に資するよう、男女が共同して政治に参画することの意義や政治分野における女性の参画状況等を含め、男女共同参画をテーマとする啓発活動を実施する。【内閣府、総務省】

- ③ 各種研修や講演等の場において活用可能な男女共同参画の推進状況や女性の政治参画支援に関する情報等の資料の提供を行う。【内閣府】

※参考 第5次男女共同参画基本計画における成果目標の動向（抄）

（令和5（2023）年4月30日時点）

項目	目標値(期限)	計画策定時の数値	最新値
第1分野 政策・方針決定過程への女性の参画拡大			
<small>（※以下は、政府が政党に働きかける際に念頭に置く努力目標であり、政党の自律的行動を制約するものではなく、また、各政党が自ら達成を目指す目標ではない。）</small>			
衆議院議員の候補者に占める女性の割合	35% (2025年)	17.8% (2017年)	17.7% (2021年)
参議院議員の候補者に占める女性の割合	35% (2025年)	28.1% (2019年)	33.2% (2022年)
<small>（※以下は、政府が政党等への要請、「見える化」の推進、実態の調査や好事例の横展開及び環境の整備等に取り組むとともに、政党をはじめ、国会、地方公共団体、地方六団体等の様々な関係主体と連携することにより、全体として達成することが期待される目標数値であり、各団体の自律的行動を制約するものではなく、また各団体が自ら達成を目指す目標ではない。計画策定時の数値は2019年、最新値は2023年統一地方選挙における都道府県・政令指定都市・市区町村議会議員選挙の合計。）</small>			
統一地方選挙の候補者に占める女性の割合	35% (2025年)	16.0% (2019年)	19.2% (2023年) ※速報値

（出所）内閣府男女共同参画局ウェブページ

◎ 女性活躍・男女共同参画の重点方針 2022（令和4年6月3日）抄

（すべての女性が輝く社会づくり本部／男女共同参画推進本部）

はじめに

I 女性の経済的自立

- （1）男女間賃金格差への対応
- （2）地域におけるジェンダーギャップの解消
- （3）固定的な性別役割分担意識・無意識の思い込みの解消
- （4）女性の視点も踏まえた社会保障制度・税制等の検討
- （5）ひとり親支援
- （6）ジェンダー統計の充実に向けた男女別データの的確な把握

II 女性が尊厳と誇りを持って生きられる社会の実現

- （1）アダルトビデオ出演被害対策等
- （2）性犯罪・性暴力対策
- （3）配偶者等からの暴力への対策の強化
- （4）困難な問題を抱える女性への支援
- （5）女性の健康
- （6）夫婦の氏に関する具体的な制度の在り方

III 男性の家庭・地域社会における活躍

- （1）男性の育児休業取得の推進及び働き方の改革
- （2）男性の育児参画を阻む壁の解消
- （3）男性の孤独・孤立対策

IV 女性の登用目標達成（第5次男女共同参画基本計画の着実な実行）

- （1）政治分野
- （2）行政分野
- （3）経済分野
- （4）科学技術・学術分野
- （5）地域における女性活躍の推進
- （6）国際分野

※上記目次のうち、下線部分（はじめに（一部）、IV（1））を次頁に抜粋

はじめに

1. 我が国の現状と課題

男女共同参画は、日本政府の重要かつ確固たる方針であり、国際社会で共有されている規範である。また、個性と多様性を尊重する社会の実現、我が国の経済社会の持続的発展において不可欠な要素でもある。

しかしながら、令和3年3月に世界経済フォーラムが公表した「ジェンダー・ギャップ指数」では156か国中120位であることに表れているように、我が国の男女共同参画の現状は諸外国に比べて立ち遅れていると言わざるをえない。また、長引く新型コロナウイルス感染症の影響は、男女共同参画の遅れを改めて顕在化させた。その背景には、昭和の時代に形作られた各種制度や、男女間の賃金格差を含む労働慣行、固定的な性別役割分担意識など、制度・慣行・意識の3つの要素が相互に強化し合っているという構造的な問題があると考えられる。とりわけ、人生100年時代を迎え、女性の人生と家族の姿は多様化しており、もはや昭和の時代の想定が通用しないのが実態である。

このような課題への対応の鍵となるのが「女性の経済的自立」である。これを「新しい資本主義」の中核と位置付け、女性が直面する課題を一つ一つ解決し、令和の時代において女性が経済的に自立して生きられる社会を実現する必要がある。

また、若い世代の身近な問題として顕在化したアダルトビデオ出演被害は、被害者の心身や私生活に長期間にわたって悪影響を与える重大な人権侵害であり、被害の発生・拡大防止に徹底した措置を講ずることが性を巡る個人の尊厳を保持するために不可欠である。

性犯罪・性暴力や配偶者暴力等への対策、困難な問題を抱える女性への支援等を通じ、女性が尊厳と誇りを持って生きられる社会を実現する必要がある。さらに、諸外国の女性は普通に手にしているのに、我が国の女性には手に入らないと指摘されている事柄についても、速やかに改善が図られるべきである。

男性もまた男女共同参画社会の主役である。これまで、男性は、長時間労働等の昭和時代から続く慣行に阻まれ、家庭や地域における活躍の機会が相対的に少なかった。女性の社会における活躍と歩調を合わせて、男性の育児等への参画や地域活動への参加を促し、男性もびのびと生きやすい社会を実現する必要がある。

IV 女性の登用目標達成（第5次男女共同参画基本計画の着実な実行）

（1）政治分野

○政治分野における男女共同参画の推進

令和4年4月に公表した政治分野におけるハラスメント防止のための研修教材について、各議会等における積極的な活用を推進するとともに、令和4年度以降、その活用状況等について、定期的に把握し、「見える化」を図る。【内閣府】

議員等に対する性的な言動等に起因する問題に係る相談体制の整備等の取組について、諸外国における具体的な取組事例に関する調査研究を行い、その結果について、各議会等に対し広く情報提供を行う。【内閣府】

地域における人口減少や高齢化が進行する中で、地方議員のなり手不足の解消にも資する女性の政治参画の拡大に向けた方策について、地方議会の関係者等とも連携しつつ、様々な観点から議論し、広く発信するシンポジウムを開催する。【内閣府、総務省】

※参考（内閣府資料）

	女性ゼロ 議会数	議会数	女性ゼロ 議会比率
都道府県議会	0	47	0.0%
市区町村議会	275	1741	15.8%
市議会	24	792	3.0%
特別区議会	0	23	0.0%
町村議会	251	926	27.1%

※令和3年12月

（出所）内閣府男女共同参画局ウェブページ